

おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設
整備基本構想

令和5年3月

大田市

子ども保育課 子ども家庭支援課 健康増進課
教育部総務課 学校教育課

<目次>

I 基本構想策定の趣旨	1
II 関連する法律や計画等	2
III 各施設の現状と課題、方向性	3
1. 大田保育園及び大田幼稚園について	3
2. 子育て支援センターについて	6
3. 子ども家庭総合支援拠点及び母子包括支援センターについて	8
4. 市保健センターについて	10
IV 子育て総合支援拠点施設で想定する施設と機能	11
V 子育て総合支援拠点施設整備について	12
1. 施設整備の基本的な考え方	12
2. 複合化施設の検討	12
3. 建設地について	12
4. 機能及び整備内容	12
5. 整備にあたって	13
6. 事業手法	14
7. 事業費	14
VI 供用開始後の各施設の方向性	15
VII 事業スケジュール	15
【参考】	
各分野の施設と機能について（設置前後比較図）	16

I 基本構想策定の趣旨

背景

我が国における2021年の児童の出生数は81万1604人となり、前年の2020年から2万9231人減少しています。全国的に少子化は深刻さを増して、人口の減少と高齢化と相まって、社会全体に大きな影響を及ぼそうとしています。

大田市（以下、「本市」という。）においても、令和元年に200人であった出生数は、令和3年には168人にまで減少し、出生率は1.60と低下傾向が続いています。このまま出生数の減少が進めば、大幅な人口減少に陥り、市全体の活力の低下は避けられない状況です。引き続き出生数を維持し、人口減少に歯止めをかけることや、地域の活力を失わないためには女性や若者の定住・流入を最重要課題として取り組まなければなりません。

施策の実施

本市では「第2次大田市総合計画」を最上位計画とし、関連する各計画に基づき結婚や出産、子育ての実現を阻む様々な要因を取り除き、未婚化・晩産化、有配偶出生率の低下などに対して総合的に少子化対策を実施する中で、多くの人々が家族を持つことや子どもを産み育てることの喜びや楽しさを実感できる社会づくりを進めるため、それぞれの成果指標達成のために諸施策を進めています。

子ども関連施設と環境の多様化

こうした中、子どもの施策を進める上で基幹となる施設の状況は、安全性や利便性、社会のニーズ等を考慮すると更新の時期を迎えています。大田保育園は、築40年以上経過し老朽化による施設の機能低下とともに、維持管理費用の増加をきたしています。大田幼稚園については、築35年が経過し、改築して使用するには多額の経費が見込まれることや、預かり時間が短いことが市民のニーズと合わなくなっています。また、昨今の家族の在り方や家族を取り巻く環境の多様化や、地域のつながりの希薄化や共働き世帯の増加など、子育て支援に関する市民のニーズや、各世代の健康づくり等は、今後さらに多様化していくものと考えられます。

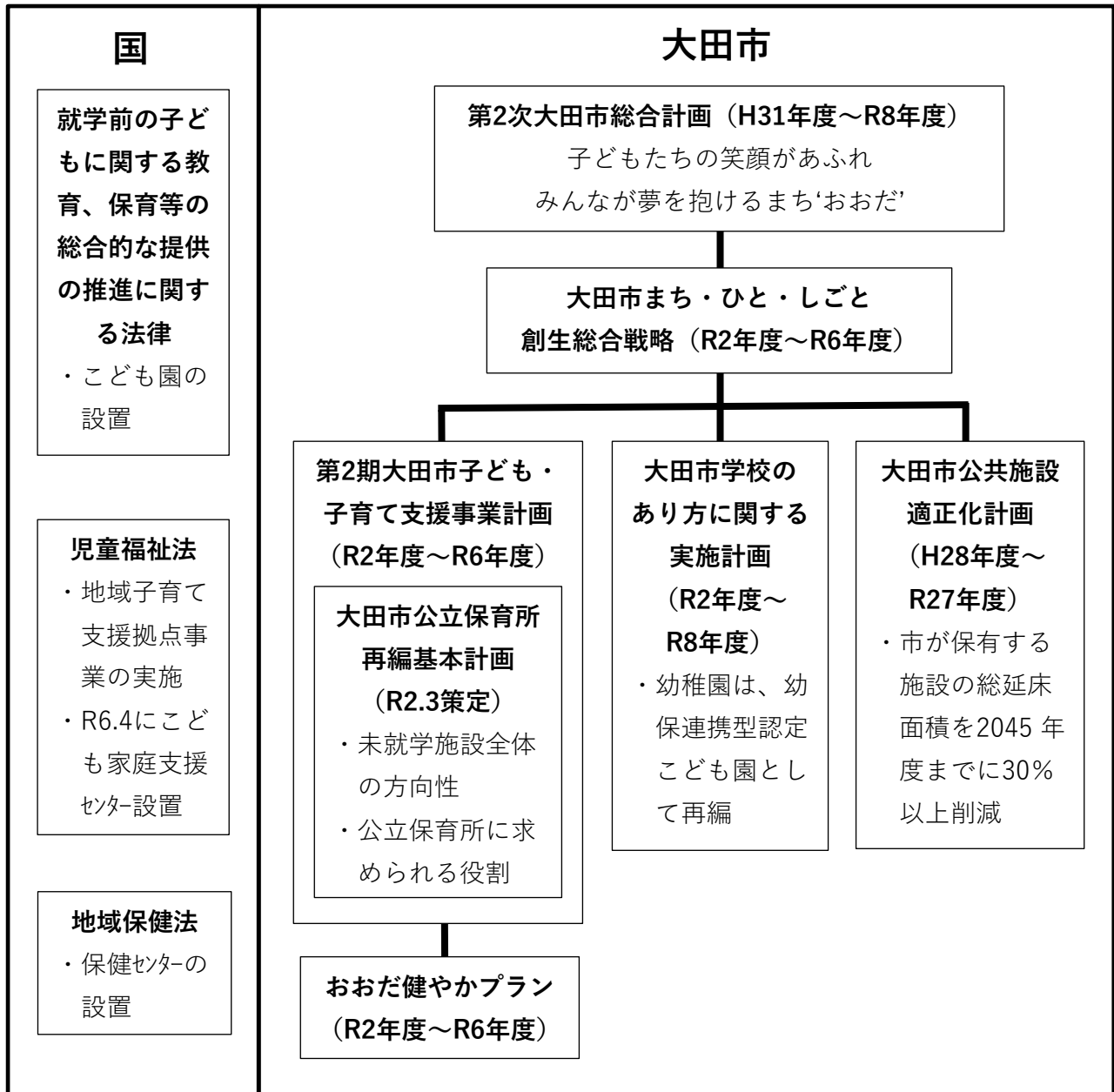
これらのことから、施設の統廃合や効率的な施設活用が必要であり、今後の多様な市民のニーズに的確に対応していくためには、きめ細やかな子育て支援や健康づくりの拠点となる新施設の整備が急務となっています。

目指す姿

子育て世代をはじめとする各世代の市民が交流し、情報交換、情報共有が図られるなど、各施設の機能が効果的に発揮され、効率よく質の高いサービスが提供できる子育て支援の核となる「おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設（仮称）」（以下、「子育て総合支援拠点施設」という。）を整備し、市が掲げる将来像である「**子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち‘おおだ’**」の実現を目指し、本基本構想を策定したものです。

II 関連する法律や計画等

本基本構想、基本計画策定にあたっては、関連する法律や本市の最上位計画である「第2次大田市総合計画」、関連計画との整合性を図ります。



おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設整備基本構想
 (R4年度策定)
 ・施設の現状と課題 ・整備の方向性 ・想定する機能及び内容 等

おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設整備基本計画
 (R5年度策定)
 ・機能及び実施する事業 ・組織体制 ・建築面積 ・事業費等

Ⅲ 各施設の現状と課題、方向性

1. 大田保育園及び大田幼稚園について

(1) 大田保育園

① 施設概要

所在地	大田市大田町大田							
開設年月	昭和24年4月（昭和54年：現園舎建築）							
敷地面積	1,056.32㎡（園舎面積：450㎡）							
構造	S造	耐震基準	旧基準（Is値0.35）					
耐用年数	34年	経過年数	43年					
利用定員	90人							
対象年齢児	0歳～5歳児							
職員数	16人							
保育時間	7時30分～19時							
在園児数 (R4.4.1現在)	園児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	人数(人)	1	8	16	18	18	17	78

② 課題

- ・ 耐用年数を超過して使用している。また、現在の耐震基準を満たしておらず（Is値0.35）、震度6強以上の地震では倒壊の恐れがある。（Is値とは構造耐震指標のことをいい、0.3以上0.6未満の場合、震度6～7程度の規模の地震で「倒壊、又は崩壊する危険性がある」とされている。低いほど危険性が高く、0.3未満は「倒壊、又は崩壊する危険性が高い」とされる。）
- ・ 園児数81人（令和5年1月1日現在）が入所している。施設基準を満たす範囲で受け入れをしているが、ゆとりをもって保育ができる園児数は70～75人程度であり、スペースを工夫しながら保育を行っている。
- ・ 駐車スペースは6台程度の台数しか駐車できず、進入路は幅があるものの、傾斜があり、行き違いが容易でない。登園時の混雑を緩和するため保育士が通用門のところで園児と荷物を引き取って混雑しないよう対応している。
- ・ 児童数の減少が見込まれている。

③ 保育所の再編

公立施設9施設のうち、休園施設1施設を除き、老朽化施設となっており、うち2施設は令和4年3月末を以て閉所したもので、今後解体を予定している。令和元年度には公立施設として9施設で児童の受け入れを行っていたが、令和4年度からは6施設での受け入れを行っている。

【開所保育所】

経過年数は令和4年4月1日現在

園名	定員	構造	建築年度	経過年数	耐用年数	耐震性
大田	90	鉄骨平屋	S54	43年	34年	×
川合	40	鉄骨平屋	S56	41年	34年	○
池田	20	鉄骨平屋	S58	39年	34年	○
鳥井	50	鉄骨平屋	S63	34年	34年	○
水上	20	鉄骨平屋	S52	45年	34年	×
温泉津	40	鉄骨平屋	S63	34年	34年	○
湯里	休所中	鉄骨平屋	H10	24年	34年	○

【閉所保育所】

経過年数は令和4年10月1日現在

園名	定員	構造	建築年度	経過年数	耐用年数	耐震性
波根	50	鉄骨平屋	S55	42年	34年	×
静間	45	鉄骨平屋	S53	44年	34年	×

(2) 大田幼稚園

① 施設概要

所在地	大田市大田町大田				
開設年月	昭和5年4月（昭和62年：現園舎に建築）				
敷地面積	2,507㎡（園舎面積：891㎡）				
構造	RC造	耐震基準	新基準		
耐用年数	47年	経過年数	35年		
利用定員	45人				
対象年齢児	3歳～5歳児				
職員数	10人				
保育時間	7時～18時（一時預かり16時）				
在園児数 (R4.4.1現在)	園児 人数(人)	3歳児 3	4歳児 10	5歳児 6	合計 19

② 課題

- ・ 共働き世帯の増加により、利用者数は減少している。
- ・ 未就学児の教育に関するニーズは市内全域では一定程度存在しているが見込まれるが、通学範囲がある程度限定され、施設の利用時間等がニーズに一致していない。
- ・ 園への進入路が狭く車両の行き違いが困難である。

- ・ 子どもの減少等により利用児童数も減少の傾向にある。
- ・ 既存の建物を改築し、認定こども園として活用するには老朽化や多額の費用がかかることから望ましくない。

③ 幼稚園の再編

令和3年2月に策定した「大田市学校のあり方に関する実施計画」において、大田幼稚園については大田保育園と統合し、幼保連携型認定こども園へ移行するとし、その他3園については整理を行ったうえで閉園した。令和4年度時点で開園している公立幼稚園は大田幼稚園のみとしている。

認定こども園化するためには、現在の幼稚園施設に0～2歳児の保育室や調理室を増築する必要がある。これらを増築した場合、園庭が確保できないなどの問題が生じるため、当該園舎を活用した認定こども園化は望ましくないと判断している。

【開園幼稚園】

経過年数は令和4年4月1日現在

園名	定員	構造	建築年度	経過年数	耐用年数	耐震性
大田	45	RC2階	S62	35年	47年	○

(3) (1)、(2)に共通する事項

① 児童数減少の見込み

市内の子どもの数の予測は次のとおりである。

■市内の0歳～5歳児の人口予測（各年4月1日）

【単位：人】

年齢	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年
0歳児	176	166	166	166	166	166	166	166
1歳児	213	179	166	166	166	166	166	166
2歳児	186	217	179	166	166	166	166	166
3歳児	238	186	217	179	166	166	166	166
4歳児	237	235	186	217	179	166	166	166
5歳児	246	231	235	186	217	179	166	166
合計	1,296	1,214	1,149	1,080	1,060	1,009	996	996

※ R3年、R4年は住民基本台帳より。R5年以降は、4月1日の0歳児数が令和4年と同数で推移した場合とした。

② 未就学施設全体の方向性（「大田市公立保育所再編基本計画」より抜粋）

人口減少や少子化などの社会経済情勢を考慮し、現有施設の存続、整理、統合及び運営形態のあり方の検討と併せ、民間施設の安定的な経営の存続を念頭に置きながら、市内の就学前児童に対してより質の高い教育・保育を提供するため、次のとおりとした。

- 公立及び私立の幼稚園、保育所、認定こども園に入所する児童に対し、より質の高い教育・保育が公平に提供される環境の実現。
- 公立の幼稚園・保育所はその役割や必要性に応じて、施設の統廃合や民営化等、最適な運営方法を検討。
- 就学前の教育・保育両方の機能を併せ持ち利用者のニーズに対し一体的な保育を提供できるよう、既存の幼稚園・保育所から「幼保連携型認定こども園」に移行する。また、当該施設において障がい児保育、幼児期通級指導教室、発育に関する相談事業などの各種子育て支援事業を実施し、本市の子育て施策の拠点とする。

③ 公立施設に求められる役割（「大田市公立保育所再編基本計画」より抜粋）

○ 支援が必要な児童・家庭への対応

重度心身障がい児や、発達障がい児などの支援が必要な児童や家庭について、公立保育所が支援の中心的役割を担うこととし、行政の直営施設として、児童や家庭、支援機関、他の行政機関と密接な連携・調整を行う拠点となるよう機能の強化を図り、地域の子育て支援の充実につなげる。

○ 地域の子育てに関する相談窓口

子育て家庭と関係機関を繋ぐネットワークの要として、民営保育施設や関係機関と連携して困難を抱える子育て家庭の支援に取り組む。また、日常的な支援を通じて把握した子育ての実情やニーズを施策に反映するなど、行政が運営する施設であることを活かした役割も担うこととする。

○ 市の保育施策の中心的役割

公立保育所は、保育施策・子育て支援施策を推進する行政機関として、市の保育行政の施策の中心を担ってきた。公立保育所の保育士は保育の実施主体である市の職員としての立場も併せ持つことから、私立保育所等との相互の交流・連携・支援を行いながら、より専門性の高い事例等に対する支援機能強化及び地域における保育の提供体制の強化を図る。

○ 地域におけるセーフティーネット

公立施設は、公務員により公共サービスの提供を行うという性質上、民間施設と比較して、セーフティーネットとしてのより高い機能が求められることから、災害時における児童の受け入れを行うとともに、要保護児童等については支援の中心的役割を果たすなど、地域における子育て支援の拠点として、児童にとって安全安心な環境を確保する。

2. 子育て支援センターについて

① 施設概要

児童福祉法第6条の3第6項に規定される地域子育て支援拠点事業を担う施設として、市内の3か所で事業を展開している。

名 称	大田子育て支援センター	温泉津子育て支援センター	仁摩子育て支援センター
所在地	あゆみ保育園内 (大田町)	温泉津保育所内 (温泉津町)	仁摩保育園内 (仁摩町)
開設年月	H20年4月1日	H20年4月1日	H21年4月1日
開設時間	月～金 9:30～16:00 土 9:30～12:00	火木 9:30～11:30	水木金 9:30～11:30
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> ・親子の交流の場の提供 ・育児相談や援助 ・子育て関連情報の提供 ・子育てに関する講習やイベントの実施 		

②課題

- ・実施している保育所等以外の地域の子どもの利用が少ない。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあると想定されるが、保護者同士が交流できる場所が少なく、横のつながりを作りにくい状況がある。
- ・保育所等の併設では、小学生以上の保護者が相談しにくい状況がある。また、土日に終日開設している所がないため、仕事をしている保護者がいつでもアクセスできる状況になっていない。
- ・平成30年度に実施したアンケートでも、「交流ができる場所・機会」、「相談支援」について望む意見が多い。

③今後の取組の方向性

現在運営中の3施設はそれぞれに利用者や地域との関係性を持っており、それぞれの家庭等が持つ課題に引き続き対応していく。また、新たに子育て支援センターを子育て総合支援拠点施設内に設置し、支援が必要な方へ各機能を連動させる。子育て総合支援拠点施設内に設置することにより、子育てにおいて孤立化を解消することや、不安感を持っている方に子育て中の親子同士の集い、相互交流を図るなどの支援が有効に機能するものと考えている。また、こども家庭センター（後述）において保護者が児童と離れて相談の時間を取ったほうがよい場合が多く、その際の託児機能としての一時預かり保育の実施も検討する。

新設する支援センターは現在の3つの支援センターや幼児教育施設の主導的な役割を果たす基幹の子育て支援センターとして、また、小学生の保護者など、従来のものでフォローできていなかった部分について、容易に相談ができるように本市全体の子育て環境を充実させるために設置を検討しているものである。

支援センターは、地域における子育て支援拠点として、ブロック単位の範囲で設置されていることが望ましいと考えており、現在の3施設も未就園児の保護者や、設置エリアにおいて子育て支援拠点の役割を果たしている。

これらの施設との連携により子育て環境のさらなる充実を目指すものであって、集約して一元化し、一定の効果をあげている施設を閉鎖することは、子育て環境の減退につながるため、現在の3施設は継続実施すると考えている。

3. 子ども家庭総合支援拠点及び母子包括支援センターについて

(1) 子ども家庭総合支援拠点（小規模A型）

① 施設概要

所在地	大田市大田町大田 口1111 大田市役所子ども家庭支援課子ども家庭相談係内
開設年月	令和4年2月
主な業務	・ 子どもや家庭支援に関わる業務 ・ 要支援児童及び要保護児童ならびに特定妊婦等への支援業務 ・ 関係機関との連絡調整
職員数	<子ども家庭相談係職員> 正規保健師2人、子ども家庭相談支援員1人 計3人
開設時間	平日 8:30~17:15

② これまでの取組

令和4年4月、子ども家庭総合支援拠点と母子健康包括支援センターを同じ子ども家庭支援課に設置し、妊娠期から切れ目なく一体的に支援できるようにした。2つの機関を設置したことで連携がスムーズになり早期の対応を可能としている。課内で定期的に会議や検討会を実施する等、更に両機能の連携を深めていく。

③ 課題

- ・ 子ども家庭に係る相談拠点として位置付けているが、現在の本庁舎内は、専用の相談室ではなく相談しやすい環境になっていない。
- ・ 心理担当支援員、虐待対応専門員を配置できていない。

④ 今後の取組の方向性等

令和4年6月の改正児童福祉法により、市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)の設置に努めることとなった。

こども家庭センターの主な業務は、

- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等
- 把握・情報提供、必要な調査・指導等
- 保健指導、健康診査等
- 関係機関等との総合調整
- 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 地域資源の開拓

が想定されている。

認定こども園、子育て支援センターと、こども家庭センターを併設し、児童福祉事業と、母子保健事業を連動させ、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談・支援の新たな拠点とすることが望ましい。

(2) 母子健康包括支援センター「おおだっこ」

① 施設概要

所在地	大田市大田町大田 口1111 大田市役所子ども家庭支援課母子保健係内
開設年月	令和元年10月
主な業務	・ 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること ・ 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導 ・ 支援プランを策定 ・ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
対象者	妊娠・出産・子育てに関するリスクの有無に関わらず予防的な視点を中心とし、すべての妊産婦、乳幼児とその養育者を対象とするポピュレーションアプローチ（※）を基本とする。 ※ポピュレーションアプローチ 「集団全体への働きかけ」を指し、母子健康手帳交付時の看護職による全数面接や妊産婦健診、母子訪問員による新生児訪問、乳幼児健診などが該当します。一方、ハイリスクアプローチとは「リスクの高い方を対象とした働きかけ」を指し、妊娠経過の中で安全な妊娠の継続や出産が危ぶまれる妊婦への関わり、未熟児訪問、不適切な養育環境にある子育て家庭への関わり、乳幼児健診後の経過健診等が該当する。
職員数	< 母子保健係 > 正規保健師4人、会計年度任用助産師1人、会計年度任用看護師2人
開設時間	平日8：30～17：15

② これまでの取組

母子保健法の改正により、平成29年4月から子育て世代包括支援センター（法律における名称は「母子健康包括支援センター」。）を市区町村に設置することが努力義務とされた。センターについては平成26年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能を担うものであり、市では令和元年10月にセンターを設立し、専門職を配置し利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行っている。

③ 課題

- ・ 母子健康包括支援センター「おおだっこ」の存在が認知されていない。
- ・ 保育所、幼稚園、子育て支援センターとの情報共有や対象者支援に時間を要す。

④ 今後の取組の方向性等

前頁「(1) 子ども家庭総合支援拠点（小規模A型）④今後の取組の方向性等」に同じ。

4. 市保健センターについて

① 施設概要

所在地	大田市温泉津町小浜イ486	大田市仁摩町仁万540-1
開設年月	昭和56年（昭和56年に建築）	平成12年（平成12年に建築）
床面積・構造等	延べ床面積 424㎡、RC造、旧耐震	延べ床面積 308.92㎡、RC造新耐震（新基準）
耐用年数	50年（経過年数：41年）	50年（経過年数：22年）
機能	健康相談、保健指導、健康診査など、地域保健に関する事業を地域住民に行うための施設	
設備	診察室、健康相談室、運動指導室、栄養指導室	診察室、歯科検診室、相談室、調理室、研修室、栄養指導室、家族計画室
主な実施事業	全て貸し出し中 ※1階は児童クラブに貸し出し 2階は介護予防事業に貸し出し	乳幼児健診、乳幼児相談等、主に母子保健事業で使用
職員数	0人 ※常駐職員なし	0人 ※常駐職員なし

② これまでの取組

平成17年度に旧大田市、旧温泉津町、旧仁摩町が合併し、新大田市となった。合併を機に母子保健事業は設備が充実している仁摩保健センターで行っている。

③ 課題

- ・地域保健に関する事業を地域住民に行う施設であるが、職員が常駐せず、ほぼ母子保健事業の会場としての活用となっている。
- ・保健センターの利用者が市街地の居住者が多く、利用者の利便性から市街地にあることが望ましい。
- ・本庁から仁摩町までのスタッフの移動距離、所要時間が負担となっている。事業で依頼する医師も同様である。（令和4年度：107事業実施予定）
- ・仁摩保健センターは設置から20年を経過しており、経年劣化や塩害による腐食によりエアコンの故障や、地盤沈下による床の傾斜が発生している。

④ 今後の取組の方向性等

市町村保健センターは地域住民に対し、健康相談、保健指導、健康診査など地域保健に関する事業を行う施設である。地域保健法に基づいて多くの市町村に設置され、健康に関するニーズに応え、住民の健康を助ける中核施設であることから専門職の常駐が望ましい。保健センターの機能・設備を市街地に設置することで、公共交通のアクセスを向上させ、自家用車による移動をしない対象者にとっては利点となる。また、災害区域の指定も考慮し、災害時には機能を維持し、支援を継続させる。

また、感染症対策としては換気システムを充実させることや、間仕切りが柔軟にできる設備とし、安全・安心が提供できる構造とする。さらにデジタル化にも対応し、事業の一部をオンラインで行うなど、対面と同等のサービスを提供することを目指す。

こども家庭センターの機能と幼保連携型認定こども園や子育て支援センターの機能、医療分野と連動させ、より密な連携を取り、更なる支援の充実・強化を図る。

IV 子育て総合支援拠点施設で想定する施設と機能

前述「III 各施設の現状と課題、方向性」により、既存の施設から子育て総合支援拠点施設で想定する施設と機能は下記のとおりとする。

① 幼保連携型認定こども園（教育・保育の実施）【機能統合】

- ・幼稚園（学校）と保育所（児童福祉施設）の両方の機能をもつ
- ・0歳から小学校就学前までの一貫した教育と保育を、園児の発達の連続性を考慮して展開

② 基幹子育て支援センター（子育て家庭の幅広い相談・支援の実践）【新設】

- ・乳幼児、乳幼児を持つ保護者の交流の場、幼保小連携の推進、保育者への指導助言

③ こども家庭センター（母子保健と子育て家庭の個別の相談・支援）【機能統合】

- ・全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援
- ・支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画の作成

④ 市保健センター【移転】

- ・健康診断や予防接種の実施、地域住民の健康づくりの場

V 子育て総合支援拠点施設整備について

1. 施設整備の基本的な考え方

様々な子どもを持つ家庭が気軽に来所し、それぞれの行政手続きや悩みに対する相談に対して、その施設に行けば対応ができる、分かりやすくきめ細かい子ども家庭支援における核となる施設の整備を目指す。

SDGsの視点や、感染症対策を考慮した構造とすることで、環境に配慮した安全・安心を提供する。また、新しいデジタル技術を積極的に取り入れ、自治体DXを推進し事業の効率化を図り、市民の負担軽減に繋げる。

2. 複合化施設の検討

すべての子育て家庭が、いつでも必要とする支援にアクセスでき、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を進めていくため、下記の理由により複合化施設を検討します。

なお、整備にあたっては平成30年3月策定「大田市公共施設適正化計画」に示している公共施設の適正化に関する基本方針に基づき、複合化して整備することにより、財政負担の軽減や、子どもに関する施策について総合的かつ効率的に進めていくため、各機能を連動させ有効なものとする。

- ・ 複合化することで、各保育施設や保健センター等で個別に展開されていた事業の連携がとりやすくなり、相乗効果により利便性向上が期待できる。
- ・ 本庁、支援センター、保健センター、保育所・幼稚園などに分散していた相談先が集約されることで、利用者が相談先を明確に把握でき、早期の支援に結び付けやすくなる。
- ・ 市内の未就学児施設を複合化することで、官民を問わず市内の未就学児施設と行政の連携をより緊密なものにできる。
- ・ 子育て世帯が普段から利用しやすい施設とすることで、相談することのハードルが下がり、早期からの支援が可能となる。

3. 建設地について

「大田市新庁舎整備基本構想（案）」では、庁舎の建設地について、「大田市駅前周辺東側土地区画整理事業地」が、中心市街地に位置することから「市民の利便性」が高いこと、それに伴う賑わい創出により「地域活性化」が期待できること、土地活用自由度の面で「事業の経済性」を評価できることから選定された。

子育て総合支援拠点施設についても上記の評価と併せ、本庁舎と近接することで市民の利便性や分かりやすさ、施設や駐車スペースなど十分な面積を確保できること等により、「大田市駅前周辺東側土地区画整理事業地」を建設地として選定する。

4. 機能及び整備内容

① 幼保連携型認定こども園

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園として必要な機能を果たす「幼保連携型認定こども園」の整備を進める。

今後、児童数の減少予測の中、私立施設の入所児童確保を最優先とする方針の下、

新たな認定こども園の定員を定める必要がある。

施設整備にあたっては、今後の市内の子どもの減少が見込まれることから、施設の認可定員を50人とし、利用定員は今後の推移状況により定めることとする。

② 基幹子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

基本となる業務としては、「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」、「子育て等に関する相談、援助の実施」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子育て及び子育て支援に関する講習等の実施」であり、地域の子育て支援活動の展開を図るために一時預かり等の更なる取り組みを担う。

さらに、重度心身障がいや、発達障がい等の支援が必要な児童・生徒を持つ保護者から相談があった場合は、関係機関と連携を取り、適切な支援に繋げる窓口とする。

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場とし、こども家庭センターや既存の保育園、幼稚園、子ども園、学校等との連携により、子どもや保護者への支援機能を充実させる。

③ こども家庭センター

令和4年6月に成立した改正児童福祉法により、令和6年4月1日に市区町村は全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされた。この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

市内における児童数は減少しているものの、全国的に児童虐待の相談対応件数などの増加から、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきており、子育て世帯に対する包括的な支援の体制強化が急務となっている。

そのような中、市町村に設置が求められている、こども家庭センターは、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援を担い、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）の作成や、状況の把握、支援情報の発信、保健指導、健康診査等の多種多様な支援を担い、それぞれが必要とする支援メニューの実施者との連絡調整、接続を行う。

④ 市保健センター

地域保健法第18条第1項に規定する市町村保健センターであり、住民に対し健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とした施設である。

市内の同施設は老朽化が進んでおり、その対応を検討する必要があることと、交通アクセスの面やその機能から本施設に統合することでより上質な住民サービスを展開できると見込んでいる。

5. 整備にあたって

- ・ こども家庭総合拠点施設の整備にあたっては、それぞれの施設に必要な設備を兼用することなどにより施設規模の縮小に努める。
- ・ 子育て世代をはじめとする各世代の市民が交流し、情報交換、情報共有が図られる

などのスペースを確保することを検討する。

- ・ 市では庁内関係者による協議会を設け、大田市子ども・子育て推進会議を始めとする基幹会議の意見等を踏まえて施設整備を進めていく。また、今後市民の声を十分に取り入れ、市民にとって使いやすく、機能が充実した施設とするため、具体的な施設機能については基本計画策定時において盛り込む。
- ・ 新施設へ円滑な移行・引継ぎを行うとともに、移行による子どもたちへの影響が出ないように、移行後の行政サービスの提供についても協議する。

6. 事業手法

公共事業の建設に係る事業手法として、従来方式やDBO方式等から検討し、採用する事業手法を基本計画の中で決定する。

他自治体で採用されている主な事業手法は以下のとおり。

従来方式

公共工事として施設を整備し、地方公共団体が直接運営・維持管理を行う方式。

DBO方式 (Design Build Operate)

DB (Design-Build) を実施する建設会社等と、O (Operate) を実施する運営会社等とが、施設の整備・運営等を一体的に実施する手法。建設会社等と運営会社等とは、同一の公募で選定される

PFI方式 (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法

リース方式

民間が施設を建設し、賃貸借契約等により施設を借り受け、使用する手法

7. 事業費

事業費については、直近の他自治体の事例等を参考としつつ、コロナ禍や社会情勢等を起因とした事業費の高騰を踏まえた適切な事業費を基本計画において算定する。

なお、多額の費用が見込まれるため、国庫補助金や過疎対策事業債等を活用し、市にとって有利な財源確保に努める。

Ⅵ 供用開始後の各施設の方向性

① 大田保育園及び大田幼稚園

跡地利用の検討を容易化するために原則として解体

② 基幹子育て支援センター

現行の3施設は継続して開設

③ こども家庭センター

本庁から移転

④ 市保健センター

温泉津保健センター 用途廃止

仁摩保健センター 用途廃止

Ⅶ 事業スケジュール

令和10年度の供用開始を目途に次のスケジュールで取組みます。

令和5年度 基本計画の策定

令和6～9年度 設計・建設等

令和10年度 供用開始（目標）

【参考】

- ・ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）
- ・ 人口減少地域等における保育所の在り方
（令和3年10月11日厚生労働省子ども家庭局保育課）
- ・ 認定こども園概要（内閣府ホームページ）
- ・ 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月17日島根県条例第46）

各分野の施設と機能について（設置前後比較図）

(公) = 公営、(民) = 民営

